

広島県環境負荷低減事業活動・特定環境負荷低減事業活動実施計画認定等に係る
事務手続き等について

1 目的

広島県環境負荷低減事業活動・特定環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領（以下「要領」という。）9に基づき事務手続等に関し、必要な事項を定める。

2 申請書の提出先

(1) 経由事務市町及び実施計画の範囲が経由事務市町以外又は複数市町にわたる申請を行おうとする農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、要領2の(1)の申請書を、代表申請者の業種に応じて市町を所轄する農林水産事務所（農林事業所）長又は畜産事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

その提出先については、業種が耕種農業のものは農林水産事務所（農林事業所）農村振興課（以下「農村振興課」という。）に、林業のものは農林水産事務所（農林事業所）林務（第二、第三）課（以下「林務課」という。）に、漁業のものは農林水産事務所（農林事業所）水産（第二）課（以下「農林水産課」という。）に、畜産業のものについては畜産事務所畜産振興課（以下「畜産振興課」という。）に提出するものとする。

なお、代表申請者と構成申請者の業種が異なる場合は、代表申請者が、耕種農業、林業、漁業のものについては農林水産事務所（農林事業所）AP担当参事（以下「AP担当参事」という。）に、代表申請者が畜産業のものについては畜産振興課に提出するものとする。代表申請者が複数の業種で申請する場合や提出先の判断がつかない場合には、AP担当参事を通じて農業技術課に提出先を確認し、農業技術課が提出先を決定するものとする。

(2) 所長は、受理した所属等に応じて次のとおり本庁の担当課（以下「本庁担当課」という。）に提出するものとする。

農村振興課は農業技術課に、林務課は林業課に、農林水産課は水産課に、畜産振興課は畜産課に提出するものとする。AP担当参事は代表申請者の業種に応じて本庁担当課に提出するものとする。

実施計画の範囲が複数の農林水産事務所（農林事業所）又は畜産事務所の区域にわたる申請を行おうとする農林漁業者等は、(1)の業種に応じた(2)の本庁担当課に提出するものとする。

なお、農業技術課は実施計画の内容に応じて、農業経営発展課に申請書を回付する。

3 認定手続き

- (1) 申請書の提出を受けた各本庁担当課において認定審査、認定可否判断及び通知手続等を行う。
- (2) 認定審査の判断は、要領3(1)によるほか、取り組もうとする環境負荷低減事業活動に法第2条第4項第1号に関する事項が含まれるものは、当該事項について別紙1によるものとする。

- (3) 再認定に係る審査の判断は、要領3(1)によるほか、取り組もうとする環境負荷低減事業活動に法第2条第4項第1号に関する事項が含まれるものは、当該事項について別紙2によるものとする。
- (4) 実施計画に「特例措置の活用」がある場合は、活用する特例措置の内容に応じて、次の関係課と事前調整し、ガイドラインに留意して適用条件を満たしていることを確認するとともに、関係課に合議のうえ、認定可否を決定する。
 - ・農業改良資金：就農支援課
 - ・畜産経営環境調和推進資金：畜産課
 - ・みどり投資促進税制の活用：導入設備等の関係課
 - ・農地転用：就農支援課
 - ・補助金等交付財産の目的外使用：当該補助事業等の担当課※食品流通改善資金は本庁担当課が販売・連携推進課の協力を得て国に協議する。
- (5) 実施計画の内容が複数の担当課にわたる場合は、認定の際に当該担当課に合議する。
- (6) 本庁担当課（農業技術課を除く。）は、農林漁業者等へ認定可否を通知する際にその写しを農業技術課に通知するものとする。

4 認定計画の変更情報の共有

- (1) 要領5(2)で当初認定時と異なる機関を経由して申請し、あるいは異なる本庁担当課が認定した場合にあっては、変更を認定した本庁担当課は、その認定結果を当初認定に関与した機関に情報提供するものとする。
- (2) 要領5(3)の認定計画の軽微な変更とは、ガイドラインによるものとし、知事が認める変更については、要領2で申請した機関を経由して農業技術課に照会するものとする。届出を受けた本庁担当課（農業技術課を除く。）は様式17号の写しを農業技術課へ通知するものとする。

5 認定計画の認定取消情報の共有

要領6の認定の取消しを行った本庁担当課（農業技術課を除く。）は、様式18号又は様式19号の写しを農業技術課に通知するものとする。

6 認定計画の実施状況報告

- (1) 経由事務市町長から要領7の認定計画の実施状況報告の提出を受けた所長あるいはAP担当参事は、直接受理した実施状況報告とあわせて、毎年5月末日までに本庁担当課に提出するものとする。
- (2) 提出を受けた本庁担当課（農業技術課を除く。）は、直接受理した実施状況報告とあわせて、毎年6月10日までに農業技術課に写しを通知するものとする。
- (3) 要領7(4)の報告については、(1)及び(2)に準じて随時、提出及び通知するものとする。

附 則

この事務手続等は、令和5年4月1日から施行する。

この事務手続等は、令和5年11月22日から施行する。

【別紙1】(法第2条第4項第1号(環境負荷低減事業活動の類型a、特定環境負荷低減事業活動の類型A及びCのa)に関する事業活動の審査基準)

導入技術に関する基準は、次のとおりとする。

- 1 「広島県持続性の高い農業生産方式導入指針」に照らし適切なものであること。
 - (1) 「導入指針」の「技術区分」欄の「有機質資材施用技術」、「化学肥料低減技術」、「化学農薬低減技術」の3つの技術すべてを導入するものであること。

ただし、3つの技術の内、2又は1の技術を既に導入しており、新たに残りの1又は2の技術を導入する場合を含む。

また、3つの技術を既に導入している場合でも、有機農業を除き、更に新たな技術に取り組む場合は、対象となるものとする。
 - (2) 導入する技術は、各技術とも「導入指針」の「持続性の高い農業生産方式の内容」欄に記載されているものであること。
 - (3) 持続性の高い農業生産方式は、従来の生産方式における生産量や質を維持し、経営的な合理性を有しているものとの性格を備えることから、目標における所得が現状より減少していないものであること。
 - (4) 「導入指針」の「使用の目安」欄の数値の内、たい肥の施用量等については、一律に認定の基準にはしないが、土壌診断結果に基づく適切な施用量となっているものであること。

化学合成窒素成分量及び化学合成農薬使用回数(成分カウント)又は化学合成農薬散布回数(合計)については、「使用の目安」欄の数値以下(有機農業は0(ゼロ)とする)であり、かつ新たな技術を導入する場合には、従来の生産方式より減少(有機農業を除く)しているものであること。
- 2 環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の相当部分を占めていること。相当部分とは、おおむね5割以上とする。

【別紙2】（法第2条第4項第1号（環境負荷低減事業活動の類型a、特定環境負荷低減事業活動の類型A及びCのa）に関する事業活動の再認定における審査基準）

広島県環境負荷低減事業活動及び特定環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領の4の(3)に規定する再認定の審査基準は、法第2条第4項第1号（環境負荷低減事業活動の類型a、特定環境負荷低減事業活動の類型A及びCのa）に関する取組を一体的に行う事業活動に適用することとし、別紙1の基準を満たしており、かつ、別紙1の1の(1)に記載の「3つの技術を既に導入している場合でも、有機農業を除き、更に新たな技術に取り組む場合は、対象となるものとする。」については、次の(1)又は(2)の内容を満たすものとする。

(1) 次の全ての条件を満たすこと

① 新たな技術を導入すること。（次のア～ウのいずれか）

ア 現状の技術に追加

イ 現状の技術の組替え

ウ 現状の技術と同一だが、目的の変更による内容（使用資材等）の変更

② 化学肥料低減技術又は化学合成農薬低減技術で新たな技術を導入する場合は、使用量を現状から減少する目標であること。ただし、現状値が慣行レベルの5割以下である場合は、減少しなくてもよい。

③ 所得の目標が減少していないこと。ただし、②のただし書きに該当する場合は、所得の目標が増加していること。

(2) 以下の条件を満たす場合は、認定できるものとする。

① 3度目以降の認定申請であること。

② 化学肥料低減技術及び化学合成農薬低減技術の使用量が、慣行レベルの5割以下であること。

③ 収量又は所得の目標が減少していないこと。